

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月5日

【計算期間】 第1特定期間 自 2024年1月11日 至 2024年3月5日

【ファンド名】 ステート・ストリート国内債券インデックス・オープン
（隔月分配型）

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 新原 謙介

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 久保 政喜

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【電話番号】 03-4530-7297

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日本の公社債等を主要投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的にNOMURA-BPI総合の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経 225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州		
		アジア		

その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア		TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		その他 (NOMURA-BPI 総合)

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 一般))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年6回(隔月)	目論見書又は信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
対象インデックス	その他 (NOMURA-BPI総合)	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本の公社債等に投資します。
- 2 NOMURA-BPI総合に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
 - NOMURA-BPI総合は、日本の国債、事業債(社債)、地方債、政府保証債等の固定利付債券で構成される債券価格指数であり、当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドの投資成果の比較基準となるベンチマークとします。
- 3 原則として、隔月(1月、3月、5月、7月、9月、11月)の各5日(同日が休業日の場合は翌営業日)の決算日に分配を行います。
 - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜分配のイメージ＞



- 上記はイメージ図であり将来の支払いおよびその金額を保証するものではありません。
- 分配金額については収益分配方針に基づき委託会社が決定します。また分配金が支払われない場合もあります。

- 4 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
 - ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

日本債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	わが国の公社債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。 ・債券組入比率は原則として高位を維持します。

ベンチマーク

NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

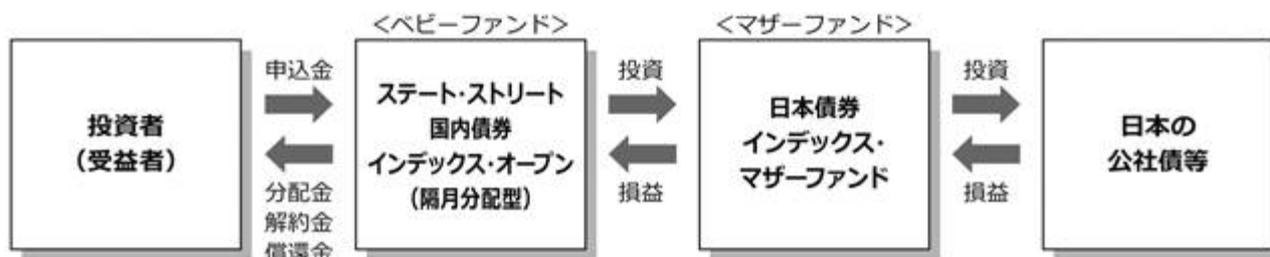
(2) 【ファンドの沿革】

2024年1月11日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの

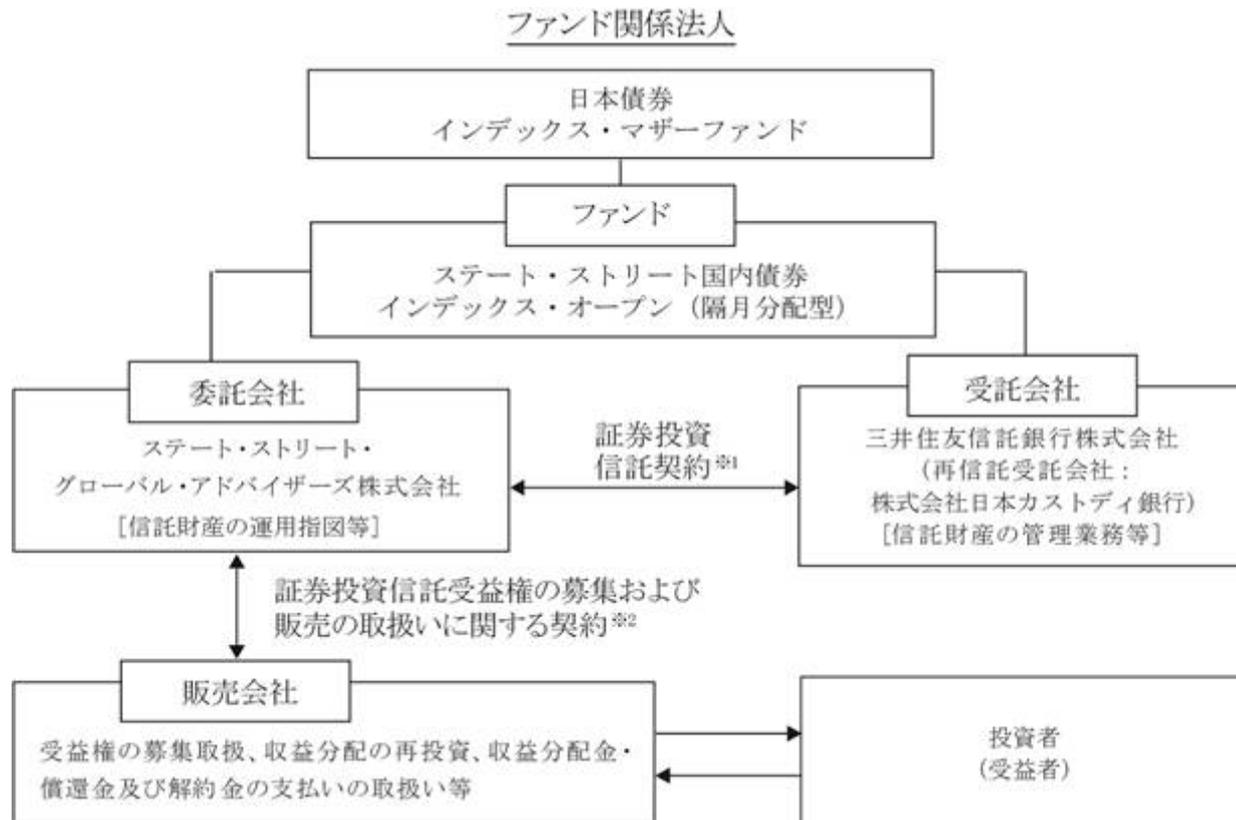
受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）
(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)
受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。
- 3) 販売会社
販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年 2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年 3月31日	投資顧問業の登録
1998年 8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的にNOMURA-BPI総合に連動した投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。以下同じ。)

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「日本債券インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(信託約款第15条第1項)。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます(信託約款第15条第2項)。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます(信託約款第15条第3項)。

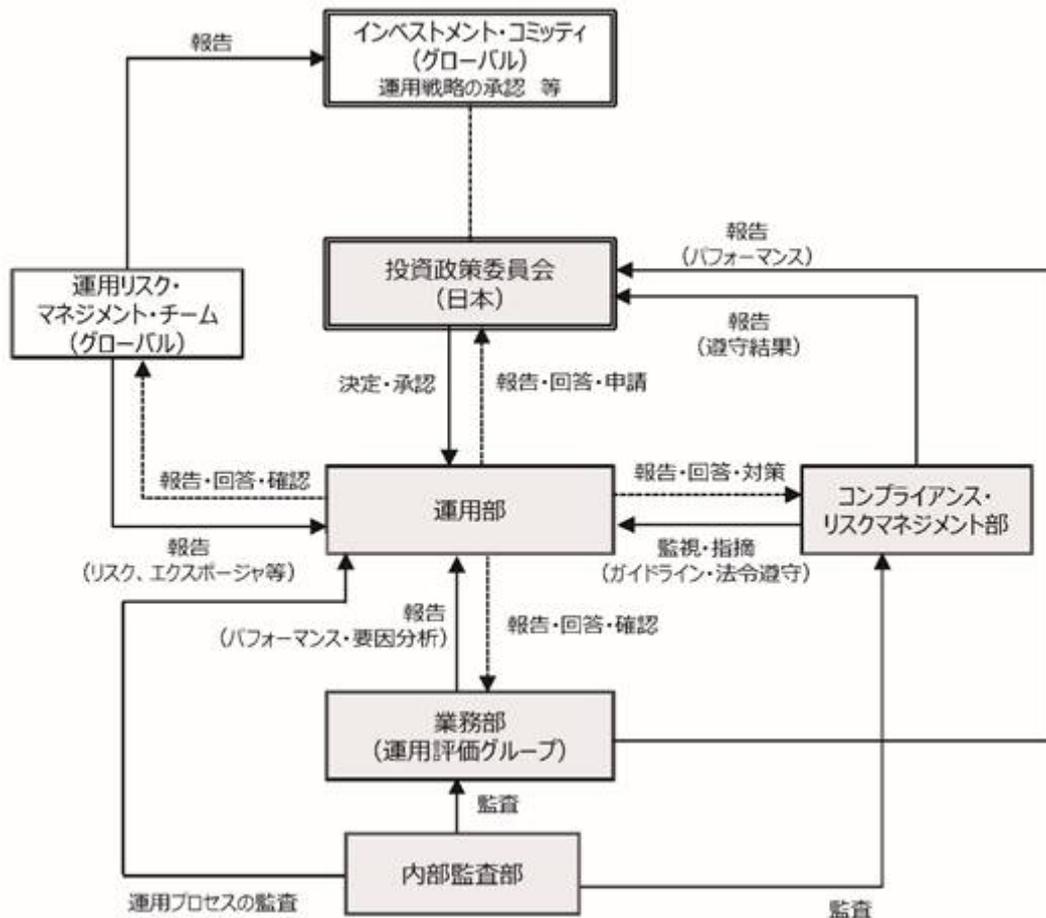
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下同じ。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第15条第4項)

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第15条第5項)

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第15条第6項)

上記 において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(信託約款第15条第7項)

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。

運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。

当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ（グローバル）およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

< 分配金に関する留意事項 >

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

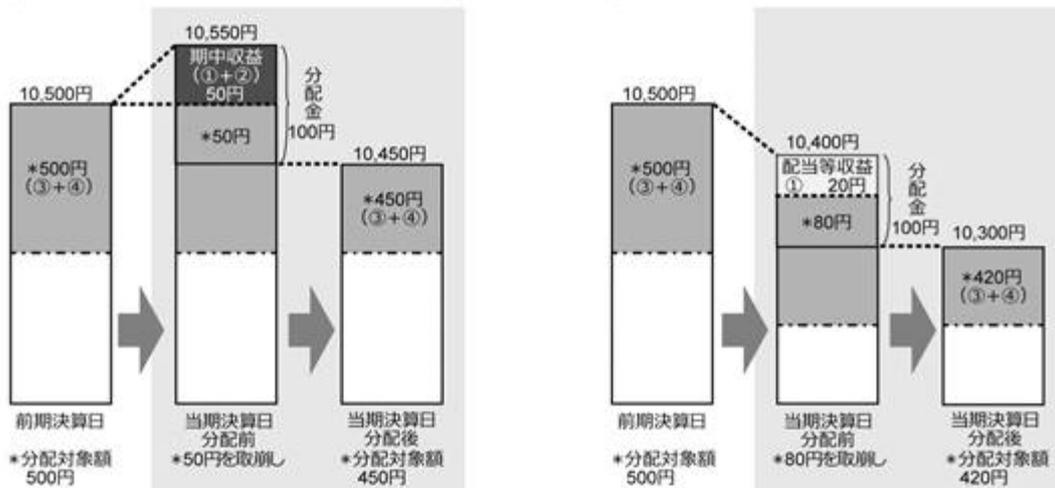


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



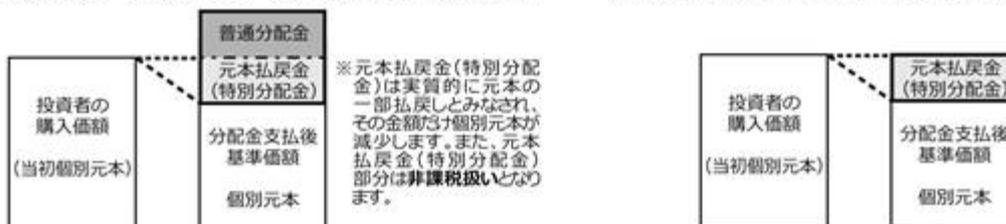
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予

約権に限り、)の行使により取得可能なもの限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 4) 外貨建資産への投資は行いません。
- 5) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 有価証券先物取引等は、後記の1)3)の範囲で行います。
- 8) スワップ取引は、後記の2)の範囲で行います。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。)の利用は行いません。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

1) 先物取引等の運用指図(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 3) 金利先渡取引の運用指図(信託約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 4) デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第22条)
- 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第23条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 6) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第24条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 7) 公社債の借入れ(信託約款第25条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記(a)の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「日本債券インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

（1）投資方針

この投資信託は、中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合に連動した投資成果を目指して運用を行います。

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。

債券組入比率は原則として高位を維持します。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われなかった場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限りません。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、15) の証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券、15) の証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12) の証券および13) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限り、)の行使により取得可能なものに限り、実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、信託約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、信託約款第17条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債等に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

金利変動リスク

公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。したがって、金利が上昇

した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともありま）。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマークとするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

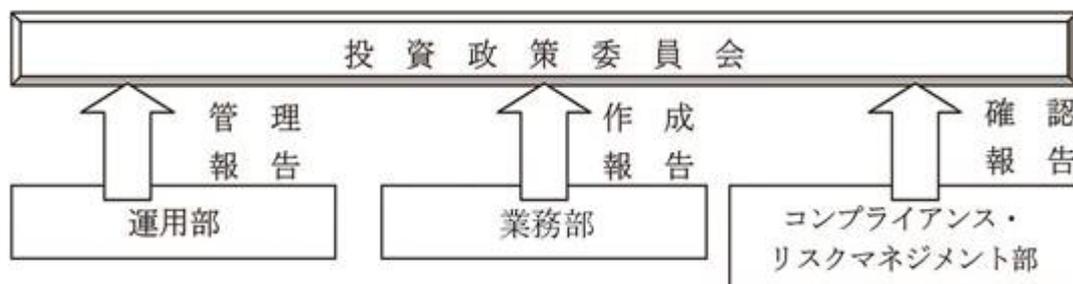
(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

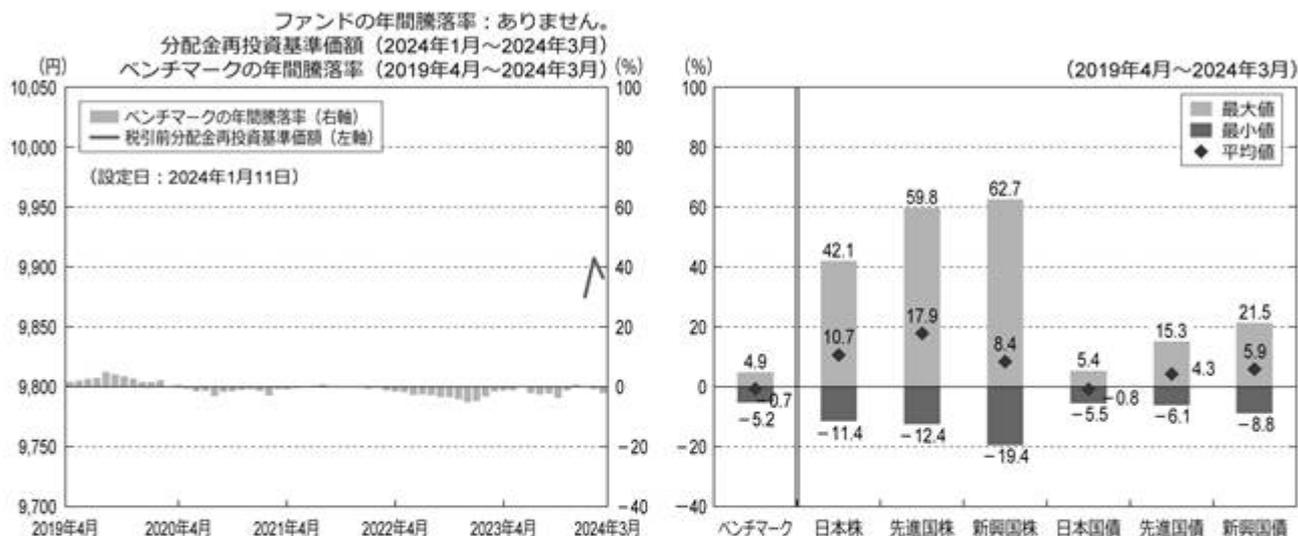
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞ ＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- ・上記の左グラフは、各月末におけるベンチマークの年間騰落率およびファンドの分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 - ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
 - ・設定後1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率はありません。代わりにベンチマークの年間騰落率を表示しています。
 - ・上記の右グラフは、ベンチマークと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
 - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.1078%（税抜0.0980%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

< 信託報酬率の配分（税抜） >

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.040%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	0.040%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.018%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査費用等および当該監査費用にかかる消費税等（以下「監査費用等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

上記の諸経費および上記の監査費用等に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記に定める監査費用等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受けの代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において上記に定める監査費用等および上記に定める諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。上記において上記に定める監査費用等および上記に定める諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる監査費用等および諸費用の額は、信託約款第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる監査費用等および諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記に定める諸経費および上記に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含まず。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

上記（１）～（４）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税について

個人の投資者に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2024年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.13%	0.12%	0.01%

※対象期間は2024年1月11日～2024年3月5日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2024年3月29日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,379,860	100.00
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		65	0.00
純資産総額		1,379,795	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(日本債券インデックス・マザーファンド)

(2024年3月29日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	60,466,437,400	82.61
特殊債券	日本	4,709,572,120	6.43
地方債証券	日本	4,142,985,554	5.66
社債券	日本	3,841,196,900	5.25
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		37,552,118	0.05
純資産総額		73,197,744,092	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2024年3月29日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	日本債券インデックス・マザー ファンド		1,130,755	1.2216	1,381,331	1.2203	1,379,860	100.00

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	100.00
合計		100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券(日本債券インデックス・マザーファンド)

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第361回利付国債 (10年)	0.100	2030/12/20	1,400,000,000	97.95	1,371,314,000	97.71	1,368,024,000	1.87
2	日本	国債証券	第1回クライメート・ トランジション利付国 債(10年)	0.700	2033/12/20	1,200,000,000	100.04	1,200,540,000	99.86	1,198,356,000	1.64
3	日本	国債証券	第150回利付国債 (5年)	0.005	2026/12/20	1,100,000,000	99.51	1,094,643,000	99.49	1,094,489,000	1.50
4	日本	国債証券	第348回利付国債 (10年)	0.100	2027/09/20	900,000,000	99.54	895,887,000	99.55	895,968,000	1.22
5	日本	国債証券	第151回利付国債 (5年)	0.005	2027/03/20	900,000,000	99.45	895,104,000	99.42	894,816,000	1.22
6	日本	国債証券	第363回利付国債 (10年)	0.100	2031/06/20	830,000,000	97.42	808,635,800	97.21	806,859,600	1.10
7	日本	国債証券	第451回利付国債 (2年)	0.005	2025/08/01	800,000,000	99.88	799,096,000	99.90	799,248,000	1.09
8	日本	国債証券	第346回利付国債 (10年)	0.100	2027/03/20	800,000,000	99.74	797,944,000	99.70	797,640,000	1.09
9	日本	国債証券	第347回利付国債 (10年)	0.100	2027/06/20	750,000,000	99.65	747,420,000	99.63	747,240,000	1.02
10	日本	国債証券	第340回利付国債 (10年)	0.400	2025/09/20	710,000,000	100.43	713,053,000	100.45	713,230,500	0.97
11	日本	国債証券	第344回利付国債 (10年)	0.100	2026/09/20	700,000,000	99.81	698,670,000	99.79	698,530,000	0.95
12	日本	国債証券	第360回利付国債 (10年)	0.100	2030/09/20	700,000,000	98.14	686,980,000	97.92	685,454,000	0.94
13	日本	国債証券	第1回クライメート・ トランジション利付国 債(5年)	0.300	2028/12/20	600,000,000	99.74	598,440,000	99.79	598,740,000	0.82
14	日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	0.100	2028/03/20	600,000,000	99.26	595,566,000	99.31	595,878,000	0.81
15	日本	国債証券	第32回利付国債(3 0年)	2.300	2040/03/20	500,000,000	115.88	579,425,000	115.51	577,565,000	0.79
16	日本	国債証券	第162回利付国債 (20年)	0.600	2037/09/20	600,000,000	94.88	569,334,000	94.68	568,134,000	0.78
17	日本	国債証券	第115回利付国債 (20年)	2.200	2029/12/20	500,000,000	110.56	552,820,000	110.28	551,410,000	0.75
18	日本	国債証券	第122回利付国債 (20年)	1.800	2030/09/20	500,000,000	109.13	545,670,000	108.76	543,810,000	0.74
19	日本	国債証券	第160回利付国債 (20年)	0.700	2037/03/20	550,000,000	96.76	532,191,000	96.61	531,360,500	0.73
20	日本	国債証券	第457回利付国債 (2年)	0.100	2026/02/01	500,000,000	99.88	499,425,000	99.87	499,355,000	0.68
21	日本	国債証券	第157回利付国債 (5年)	0.200	2028/03/20	500,000,000	99.66	498,300,000	99.70	498,525,000	0.68
22	日本	国債証券	第149回利付国債 (5年)	0.005	2026/09/20	500,000,000	99.56	497,800,000	99.55	497,785,000	0.68
23	日本	国債証券	第349回利付国債 (10年)	0.100	2027/12/20	500,000,000	99.41	497,085,000	99.44	497,235,000	0.68
24	日本	国債証券	第351回利付国債 (10年)	0.100	2028/06/20	500,000,000	99.13	495,655,000	99.22	496,140,000	0.68
25	日本	国債証券	第33回利付国債(3 0年)	2.000	2040/09/20	400,000,000	111.19	444,780,000	110.84	443,396,000	0.61
26	日本	国債証券	第172回利付国債 (20年)	0.400	2040/03/20	500,000,000	88.23	441,155,000	88.04	440,205,000	0.60
27	日本	国債証券	第130回利付国債 (20年)	1.800	2031/09/20	400,000,000	109.68	438,752,000	109.36	437,448,000	0.60
28	日本	国債証券	第174回利付国債 (20年)	0.400	2040/09/20	500,000,000	87.33	436,650,000	87.14	435,700,000	0.60

29	日本	国債証券	第132回利付国債 (20年)	1.700	2031/12/20	400,000,000	109.12	436,488,000	108.75	435,032,000	0.59
30	日本	国債証券	第2回利付国債(30年)	2.400	2030/02/20	380,000,000	112.00	425,615,200	111.70	424,467,600	0.58

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	82.61
特殊債券	-	6.43
地方債証券	-	5.66
社債券	-	5.25
合計		99.95

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年3月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間・月末	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1特定期間	自2024年 1月11日	分配付:	1,157,010	分配付:	0.9914
	至2024年 3月 5日	分配落:	1,156,310	分配落:	0.9908
	2024年 1月末日		987,536		0.9875
	2月末日		1,137,732		0.9907
	3月末日		1,379,795		0.9885

【分配の推移】

特定期間	計算期間	一口当たりの分配金
第1特定期間	自2024年 1月11日 至2024年 3月 5日	0.0006円

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	自2024年 1月11日 至2024年 3月 5日	0.9%

(注) 各特定期間中の分配金を加味して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)

第1特定期間	自2024年 1月11日 至2024年 3月 5日	1,239,819	72,727	1,167,092
--------	------------------------------	-----------	--------	-----------

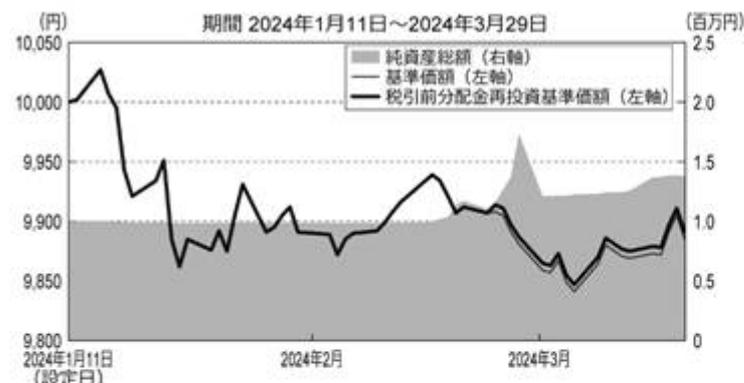
（注1）日本国外における設定、解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

（2024年3月29日現在）

基準価額・純資産の推移



<基準価額・純資産総額>

基準価額	9,885円
純資産総額	1.4百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期（2024年3月5日）	6円
設定来累計	6円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

主要な資産の状況

（マザーファンドのデータを表示しています。）

<銘柄別投資比率>

国/地域名	種類	銘柄名	利率	償還日	投資比率
1	日本	国債証券 第3 6 1 回利付国債(10年)	0.100%	2030/12/20	1.87%
2	日本	国債証券 第1回クライメートランジション附属債(10年)	0.700%	2033/12/20	1.64%
3	日本	国債証券 第1 5 0 回利付国債(5年)	0.005%	2026/12/20	1.50%
4	日本	国債証券 第3 4 8 回利付国債(10年)	0.100%	2027/09/20	1.22%
5	日本	国債証券 第1 5 1 回利付国債(5年)	0.005%	2027/03/20	1.22%
6	日本	国債証券 第3 6 3 回利付国債(10年)	0.100%	2031/06/20	1.10%
7	日本	国債証券 第4 5 1 回利付国債(2年)	0.005%	2025/08/01	1.09%
8	日本	国債証券 第3 4 6 回利付国債(10年)	0.100%	2027/03/20	1.09%
9	日本	国債証券 第3 4 7 回利付国債(10年)	0.100%	2027/06/20	1.02%
10	日本	国債証券 第3 4 0 回利付国債(10年)	0.400%	2025/09/20	0.97%

（注）投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2024年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定時から3月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、2024年11月5日より東京証券取引所の取引時間が午後3時30分までに変更される予定です。これにより、ファンドの申込締切時間が変更される場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日はありません。
- 10) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、2024年11月5日より東京証券取引所の取引時間が午後3時30分までに変更される予定です。これにより、ファンドの申込締切時間が変更される場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額はありません。

- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日はありません。
- 9) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受付けを取り消すことがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

主要投資対象	有価証券等の評価方法
債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の紙面に、「ライト内債隔」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1)2)3)5)の事由により信託が終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年1月6日から3月5日まで、3月6日から5月5日まで、5月6日から7月5日まで、7月6日から9月5日まで、9月6日から11月5日まで、11月6日から翌年1月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2024年3月5日までとします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1)2)3)5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から上記(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から上記(d)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から上記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から上記(f)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2 換金(解約)手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の交付

毎特定期間末(毎年3月5日および9月5日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。)および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。
- (b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.ssga.com/jp)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

9) 公告

- (a) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.ssga.com/jp>

- (b) 上記(a)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前

のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし
ます。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引
いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再
投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はそ
の権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、
償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解
約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得
申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取
得申込者とし、ます。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利
を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合におい
て、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行
使することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求す
ることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドの第1期計算期間は、約款第34条により、2024年1月11日から2024年3月5日までとしております。このため、当特定期間は2024年1月11日から2024年3月5日までとしております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年1月11日から2024年3月5日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ステート・ストリート国内債券インデックス・オープン（隔月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 (2024年3月5日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	9
コール・ローン	495
親投資信託受益証券	1,157,065
未収入金	71,563
流動資産合計	1,229,132
資産合計	1,229,132
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	700
未払解約金	71,967
未払受託者報酬	44
未払委託者報酬	88
その他未払費用	23
流動負債合計	72,822
負債合計	72,822
純資産の部	
元本等	
元本	1,167,092
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,782
(分配準備積立金)	708
元本等合計	1,156,310
純資産合計	1,156,310
負債純資産合計	1,229,132

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期
	自 2024年1月11日
	至 2024年3月 5日
営業収益	
有価証券売買等損益	8,606
営業収益合計	8,606
営業費用	
支払利息	2
受託者報酬	44
委託者報酬	88
その他費用	23
営業費用合計	157
営業利益又は営業損失（ ）	8,763
経常利益又は経常損失（ ）	8,763
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	552
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	88
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	88
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,959
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	1,959
分配金	700
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,782

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	----------------------------------------------------------------------------

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当期 (2024年3月5日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当期 (2024年3月5日現在)
1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	239,819円
期中一部解約元本額	72,727円
2 受益権の総数	1,167,092口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,782円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当期 自 2024年1月11日 至 2024年3月 5日
1 分配金の計算過程	(2024年1月11日から2024年3月5日までの計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,408円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(101円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,509円(1万口当たり12円)であり、うち700円(1万口当たり6円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
----------------	-------------------------------------------------------------------------

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当期 (2024年3月5日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当期 (2024年3月5日現在)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,010
合計	8,010

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	当期 (2024年3月5日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9908円 (9,908円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	日本債券インデックス・マザー ファンド	946,552	1,157,065	
合 計		946,552	1,157,065	

（注）親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記 番号	（2024年3月5日現在）
		金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		2,175,268
コール・ローン		123,191,909
国債証券		79,123,059,300
地方債証券		5,340,130,686
特殊債券		5,645,040,279

社債券		4,815,204,700
未収入金		11,207,649,205
未収利息		296,276,452
前払費用		9,400,066
流動資産合計		106,562,127,865
資産合計		106,562,127,865
負債の部		
流動負債		
未払解約金		10,960,901,977
未払利息		332
その他未払費用		1,683
流動負債合計		10,960,903,992
負債合計		10,960,903,992
純資産の部		
元本等		
元本	1	78,209,434,735
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		17,391,789,138
元本等合計		95,601,223,873
純資産合計		95,601,223,873
負債純資産合計		106,562,127,865

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであります。

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2024年3月5日現在）	
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

（貸借対照表に関する注記）

区 分	（2024年3月5日現在）
1 期首元本額	86,208,081,473円
期中追加設定元本額	2,058,034,315円
期中一部解約元本額	10,056,681,053円
元本の内訳	
ファンド名	

AMC / ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン(ステイブル)	1,256,992,275円
日本債券インデックス・ファンド(年金1) < 適格機関投資家限定 >	3,922,819,518円
バランスファンドVA30A < 適格機関投資家限定 >	8,212,181円
バランスファンドVA30B < 適格機関投資家限定 >	117,189,359円
バランスファンドVA40A < 適格機関投資家限定 >	563,874円
バランスファンドVA40B < 適格機関投資家限定 >	4,554,956円
バランスファンドVA50A < 適格機関投資家限定 >	13,727,068円
バランスファンドVA50B < 適格機関投資家限定 >	12,344,312,965円
バランスファンドVA50C < 適格機関投資家限定 >	7,096,936円
バランスファンドVA25A < 適格機関投資家限定 >	3,752,423,134円
バランスファンドVA37.5A < 適格機関投資家限定 >	1,949,843,019円
バランスファンドVA75A < 適格機関投資家限定 >	11,592,305円
4資産バランス20VA < 適格機関投資家限定 >	997,275,984円
4資産バランス40VA < 適格機関投資家限定 >	6,399,506,052円
4資産バランス30VA < 適格機関投資家限定 >	1,194,013,604円
バランスファンドVA35A < 適格機関投資家限定 >	4,664,299,688円
バランスファンドVA40C < 適格機関投資家限定 >	140,143,045円
日本債券インデックス・ファンドVA1 < 適格機関投資家限定 >	75,617,033円
グローバル4資産30VA < 適格機関投資家限定 >	56,600,225円
グローバル4資産45VA < 適格機関投資家限定 >	42,800,001円
日本債券インデックス・ファンドVA2 < 適格機関投資家限定 >	18,671,200,462円
4資産バランス30VA2 < 適格機関投資家限定 >	42,464,669円
バランスファンドVA25B < 適格機関投資家限定 >	3,145,445,790円
バランスファンドVA20A < 適格機関投資家限定 >	13,218,840円
バランスファンドVA35B < 適格機関投資家限定 >	8,388,001円

日本債券インデックス・ファンドVA 3 <適格機関投資家限定>	369,753,985円
日本債券インデックス・ファンド<適 格機関投資家限定>	1,531,101,841円
4資産インデックスバランスVA20 <適格機関投資家限定>	2,324,859,558円
世界分散ファンドVA25A <適格機 関投資家限定>	8,228,188,816円
4資産インデックスバランスVA50 <適格機関投資家限定>	17,009,042円
Tadリスクバジェット型マルチ配分 戦略ファンド(ステイブル)年金<適 格機関投資家限定>	359,211,553円
債券マルチ・ファクター戦略ファンド (年金)<適格機関投資家限定>	1,104,776,885円
Tadリスクバジェット型マルチ配分 戦略ファンド(ステイブル)<適格機 関投資家限定>	346,789,222円
ステート・ストリート日本債券イン デックス・オープン	1,663,790,388円
ステート・ストリート国内債券イン デックス・オープン(隔月分配型)	946,552円
世界バランス40VA <適格機関投資 家限定>	17,699,944円
世界バランス60VA <適格機関投資 家限定>	9,117,963円
グローバルバランス40VA <適格機 関投資家限定>	1,029,409円
グローバルバランス40VA2 <適格 機関投資家限定>	3,307,739,649円
グローバルバランス40VA3 <適格 機関投資家限定>	51,465,436円
グローバルバランス50VA <適格機 関投資家限定>	35,653,508円
計	78,209,434,735円
2 受益権の総数	78,209,434,735口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組 方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並 びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき 行っております。
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク及び信用リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2024年3月5日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2024年3月5日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,040,148,400
地方債証券	18,585,651
特殊債券	50,580,704
社債券	8,614,200
合計	1,100,700,555

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年3月5日現在)
1口当たり純資産額	1.2224円
(1万口当たり純資産額)	(12,224円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
国債証券	第100回利付国債(20年)	200,000,000	215,376,000	
	第101回利付国債(20年)	100,000,000	108,487,000	
	第102回利付国債(20年)	200,000,000	217,836,000	
	第103回利付国債(20年)	200,000,000	216,988,000	
	第104回利付国債(20年)	150,000,000	161,470,500	
	第105回利付国債(20年)	100,000,000	107,969,000	
	第106回利付国債(20年)	200,000,000	216,834,000	
	第107回利付国債(20年)	100,000,000	108,323,000	
	第108回利付国債(20年)	100,000,000	107,380,000	
	第109回利付国債(20年)	200,000,000	215,454,000	
	第110回利付国債(40年)	150,000,000	117,760,500	
	第111回利付国債(20年)	200,000,000	217,436,000	
	第112回利付国債(20年)	200,000,000	219,332,000	
	第113回利付国債(20年)	200,000,000	218,292,000	
	第114回利付国債(20年)	200,000,000	219,088,000	
	第115回利付国債(20年)	300,000,000	329,988,000	
	第116回利付国債(20年)	500,000,000	552,820,000	
	第117回利付国債(20年)	200,000,000	221,944,000	
	第118回利付国債(20年)	200,000,000	660,522,000	
	第119回利付国債(40年)	90,000,000	67,784,400	
	第120回利付国債(20年)	500,000,000	545,670,000	
	第121回利付国債(20年)	300,000,000	333,942,000	
	第122回利付国債(20年)	300,000,000	332,631,000	
	第123回利付国債(20年)	200,000,000	220,386,000	
	第124回利付国債(20年)	300,000,000	330,939,000	
	第125回利付国債(30年)	300,000,000	339,693,000	
	第126回利付国債(40年)	200,000,000	133,652,000	
	第127回利付国債(20年)	400,000,000	438,752,000	

第132回利付国債(20年)	400,000,000	436,488,000	
第133回利付国債(20年)	300,000,000	329,619,000	
第135回利付国債(20年)	300,000,000	327,564,000	
第136回利付国債(20年)	250,000,000	271,040,000	
第137回利付国債(20年)	200,000,000	218,582,000	
第139回利付国債(20年)	200,000,000	216,994,000	
第13回利付国債(30年)	100,000,000	112,324,000	
第13回利付国債(40年)	460,000,000	303,416,000	
第140回利付国債(20年)	300,000,000	328,014,000	
第141回利付国債(20年)	100,000,000	109,414,000	
第142回利付国債(20年)	300,000,000	330,891,000	
第143回利付国債(20年)	100,000,000	108,619,000	
第144回利付国債(20年)	100,000,000	107,716,000	
第144回利付国債(5年)	700,000,000	700,224,000	
第145回利付国債(20年)	250,000,000	273,837,500	
第146回利付国債(20年)	220,000,000	240,970,400	
第147回利付国債(20年)	100,000,000	108,545,000	
第148回利付国債(20年)	300,000,000	322,659,000	
第149回利付国債(20年)	130,000,000	139,781,200	
第149回利付国債(5年)	1,000,000,000	995,690,000	
第14回利付国債(30年)	100,000,000	116,271,000	
第14回利付国債(40年)	510,000,000	358,626,900	
第150回利付国債(5年)	1,100,000,000	1,094,643,000	
第151回利付国債(20年)	100,000,000	104,336,000	
第151回利付国債(5年)	900,000,000	895,104,000	
第152回利付国債(20年)	450,000,000	468,967,500	
第152回利付国債(5年)	300,000,000	299,229,000	
第153回利付国債(20年)	150,000,000	157,765,500	
第153回利付国債(5年)	1,500,000,000	1,490,190,000	
第154回利付国債(20年)	340,000,000	353,436,800	
第155回利付国債(20年)	100,000,000	101,553,000	
第155回利付国債(5年)	100,000,000	100,168,000	
第156回利付国債(20年)	420,000,000	396,971,400	
第156回利付国債(5年)	250,000,000	249,482,500	
第157回利付国債(20年)	400,000,000	367,388,000	
第157回利付国債(5年)	500,000,000	498,300,000	
第158回利付国債(20年)	370,000,000	351,537,000	
第158回利付国債(5年)	250,000,000	248,152,500	
第159回利付国債(20年)	500,000,000	479,490,000	
第15回利付国債(30年)	200,000,000	234,780,000	
第15回利付国債(40年)	400,000,000	309,904,000	
第160回利付国債(20年)	550,000,000	532,191,000	
第160回利付国債(5年)	400,000,000	398,220,000	
第161回利付国債(20年)	550,000,000	523,572,500	
第161回利付国債(5年)	200,000,000	199,956,000	
第162回利付国債(20年)	600,000,000	569,334,000	
第162回利付国債(5年)	150,000,000	149,797,500	
第163回利付国債(20年)	700,000,000	661,647,000	

第163回利付国債(5年)	150,000,000	150,469,500	
第164回利付国債(20年)	400,000,000	371,492,000	
第164回利付国債(5年)	150,000,000	148,903,500	
第165回利付国債(20年)	450,000,000	416,142,000	
第165回利付国債(5年)	500,000,000	498,700,000	
第166回利付国債(20年)	410,000,000	388,704,600	
第167回利付国債(20年)	500,000,000	458,625,000	
第168回利付国債(20年)	400,000,000	359,692,000	
第169回利付国債(20年)	370,000,000	325,921,900	
第16回利付国債(30年)	200,000,000	235,112,000	
第16回利付国債(40年)	260,000,000	220,584,000	
第170回利付国債(20年)	420,000,000	368,071,200	
第171回利付国債(20年)	400,000,000	348,732,000	
第172回利付国債(20年)	500,000,000	441,155,000	
第173回利付国債(20年)	400,000,000	351,128,000	
第174回利付国債(20年)	500,000,000	436,650,000	
第175回利付国債(20年)	480,000,000	424,440,000	
第176回利付国債(20年)	400,000,000	352,168,000	
第177回利付国債(20年)	120,000,000	103,294,800	
第178回利付国債(20年)	250,000,000	218,002,500	
第179回利付国債(20年)	120,000,000	104,245,200	
第17回利付国債(30年)	200,000,000	233,412,000	
第181回利付国債(20年)	120,000,000	111,262,800	
第182回利付国債(20年)	100,000,000	95,654,000	
第183回利付国債(20年)	50,000,000	50,186,500	
第186回利付国債(20年)	560,000,000	567,285,600	
第187回利付国債(20年)	100,000,000	97,618,000	
第18回利付国債(30年)	200,000,000	231,602,000	
第19回利付国債(30年)	200,000,000	231,904,000	
第1回クライメート・トランジション利付国債(10年)	1,200,000,000	1,200,540,000	
第1回クライメート・トランジション利付国債(5年)	600,000,000	598,440,000	
第1回利付国債(30年)	300,000,000	340,146,000	
第1回利付国債(40年)	160,000,000	186,099,200	
第20回利付国債(30年)	100,000,000	118,213,000	
第21回利付国債(30年)	200,000,000	232,200,000	
第22回利付国債(30年)	200,000,000	236,944,000	
第23回利付国債(30年)	100,000,000	118,558,000	
第24回利付国債(30年)	120,000,000	142,360,800	
第25回利付国債(30年)	100,000,000	116,326,000	
第26回メキシコ合衆国円貨債券(2018)	100,000,000	99,809,000	
第26回利付国債(30年)	150,000,000	176,358,000	
第27回利付国債(30年)	320,000,000	380,425,600	
第28回利付国債(30年)	300,000,000	356,712,000	
第29回利付国債(30年)	200,000,000	235,250,000	
第2回メキシコ合衆国円貨債券(2022)(SDG債)	100,000,000	99,168,000	
第2回利付国債(30年)	380,000,000	425,615,200	

第2回利付国債(40年)	300,000,000	336,081,000	
第30回利付国債(30年)	350,000,000	406,556,500	
第31回利付国債(30年)	100,000,000	114,524,000	
第32回利付国債(30年)	500,000,000	579,425,000	
第339回利付国債(10年)	900,000,000	903,762,000	
第33回利付国債(30年)	400,000,000	444,780,000	
第340回利付国債(10年)	1,210,000,000	1,215,299,800	
第341回利付国債(10年)	200,000,000	200,554,000	
第342回利付国債(10年)	800,000,000	798,936,000	
第343回利付国債(10年)	400,000,000	399,360,000	
第344回利付国債(10年)	700,000,000	698,670,000	
第345回利付国債(10年)	1,000,000,000	997,770,000	
第346回利付国債(10年)	800,000,000	797,944,000	
第347回利付国債(10年)	750,000,000	747,420,000	
第348回利付国債(10年)	900,000,000	895,887,000	
第349回利付国債(10年)	500,000,000	497,085,000	
第34回利付国債(30年)	350,000,000	398,944,000	
第350回利付国債(10年)	600,000,000	595,566,000	
第351回利付国債(10年)	500,000,000	495,655,000	
第353回利付国債(10年)	100,000,000	98,868,000	
第354回利付国債(10年)	650,000,000	641,790,500	
第355回利付国債(10年)	100,000,000	98,675,000	
第356回利付国債(10年)	650,000,000	640,815,500	
第358回利付国債(10年)	900,000,000	885,906,000	
第359回利付国債(10年)	1,250,000,000	1,228,875,000	
第35回利付国債(30年)	220,000,000	243,388,200	
第360回利付国債(10年)	1,000,000,000	981,490,000	
第361回利付国債(10年)	1,400,000,000	1,371,314,000	
第362回利付国債(10年)	300,000,000	293,136,000	
第363回利付国債(10年)	830,000,000	808,635,800	
第364回利付国債(10年)	200,000,000	194,254,000	
第365回利付国債(10年)	900,000,000	872,019,000	
第366回利付国債(10年)	1,000,000,000	974,180,000	
第367回利付国債(10年)	200,000,000	194,294,000	
第368回利付国債(10年)	280,000,000	271,227,600	
第36回利付国債(30年)	180,000,000	198,991,800	
第370回利付国債(10年)	260,000,000	257,218,000	
第371回利付国債(10年)	100,000,000	97,809,000	
第372回利付国債(10年)	150,000,000	151,816,500	
第373回利付国債(10年)	300,000,000	297,249,000	
第37回利付国債(30年)	330,000,000	358,776,000	
第38回利付国債(30年)	200,000,000	213,630,000	
第39回利付国債(30年)	180,000,000	195,001,200	
第3回利付国債(30年)	100,000,000	111,809,000	
第3回利付国債(40年)	250,000,000	279,625,000	
第40回利付国債(30年)	150,000,000	159,573,000	
第41回利付国債(30年)	100,000,000	104,487,000	
第42回利付国債(30年)	130,000,000	135,677,100	

第43回利付国債(30年)	140,000,000	145,944,400	
第447回利付国債(2年)	200,000,000	199,934,000	
第448回利付国債(2年)	100,000,000	99,948,000	
第449回利付国債(2年)	150,000,000	149,896,500	
第44回利付国債(30年)	150,000,000	156,181,500	
第450回利付国債(2年)	200,000,000	199,814,000	
第451回利付国債(2年)	800,000,000	799,096,000	
第452回利付国債(2年)	400,000,000	399,372,000	
第456回利付国債(2年)	100,000,000	99,899,000	
第457回利付国債(2年)	500,000,000	499,425,000	
第45回利付国債(30年)	120,000,000	120,476,400	
第46回利付国債(30年)	350,000,000	350,840,000	
第47回利付国債(30年)	150,000,000	152,790,000	
第48回利付国債(30年)	300,000,000	294,156,000	
第49回利付国債(30年)	120,000,000	117,450,000	
第4回利付国債(40年)	250,000,000	278,572,500	
第50回利付国債(30年)	350,000,000	302,652,000	
第51回利付国債(30年)	250,000,000	192,025,000	
第52回利付国債(30年)	100,000,000	80,247,000	
第53回利付国債(30年)	400,000,000	327,452,000	
第54回利付国債(30年)	410,000,000	350,361,400	
第55回利付国債(30年)	390,000,000	332,268,300	
第56回利付国債(30年)	150,000,000	127,408,500	
第57回利付国債(30年)	340,000,000	287,918,800	
第58回利付国債(30年)	480,000,000	405,240,000	
第59回利付国債(30年)	300,000,000	246,516,000	
第5回利付国債(30年)	100,000,000	112,409,000	
第5回利付国債(40年)	130,000,000	138,854,300	
第60回利付国債(30年)	340,000,000	292,134,800	
第61回利付国債(30年)	120,000,000	97,875,600	
第62回利付国債(30年)	250,000,000	192,905,000	
第63回利付国債(30年)	250,000,000	186,897,500	
第64回利付国債(30年)	310,000,000	230,826,000	
第65回利付国債(30年)	310,000,000	229,908,400	
第66回利付国債(30年)	290,000,000	214,034,500	
第67回利付国債(30年)	400,000,000	310,736,000	
第68回利付国債(30年)	400,000,000	309,340,000	
第69回利付国債(30年)	200,000,000	158,374,000	
第6回利付国債(30年)	180,000,000	205,846,200	
第6回利付国債(40年)	150,000,000	156,288,000	
第70回利付国債(30年)	360,000,000	284,101,200	
第71回利付国債(30年)	330,000,000	259,528,500	
第72回利付国債(30年)	280,000,000	219,447,200	
第73回利付国債(30年)	220,000,000	171,982,800	
第74回利付国債(30年)	220,000,000	185,990,200	
第75回利付国債(30年)	100,000,000	91,054,000	
第76回利付国債(30年)	210,000,000	195,451,200	
第77回利付国債(30年)	160,000,000	155,851,200	

	第78回利付国債(20年)	250,000,000	255,880,000	
	第78回利付国債(30年)	160,000,000	148,502,400	
	第79回利付国債(30年)	150,000,000	132,231,000	
	第7回利付国債(30年)	300,000,000	342,156,000	
	第7回利付国債(40年)	160,000,000	158,736,000	
	第80回利付国債(20年)	100,000,000	102,610,000	
	第80回利付国債(30年)	190,000,000	193,165,400	
	第81回利付国債(20年)	200,000,000	205,804,000	
	第81回利付国債(30年)	150,000,000	145,308,000	
	第83回利付国債(20年)	300,000,000	310,479,000	
	第85回利付国債(20年)	200,000,000	207,860,000	
	第88回利付国債(20年)	400,000,000	419,484,000	
	第89回利付国債(20年)	400,000,000	418,572,000	
	第8回利付国債(30年)	100,000,000	110,258,000	
	第8回利付国債(40年)	100,000,000	91,851,000	
	第90回利付国債(20年)	300,000,000	315,414,000	
	第91回利付国債(20年)	300,000,000	316,176,000	
	第92回利付国債(20年)	340,000,000	358,183,200	
	第93回利付国債(20年)	300,000,000	316,497,000	
	第94回利付国債(20年)	300,000,000	317,403,000	
	第95回利付国債(20年)	150,000,000	160,296,000	
	第96回利付国債(20年)	100,000,000	106,210,000	
	第97回利付国債(20年)	150,000,000	160,411,500	
	第98回利付国債(20年)	100,000,000	106,589,000	
	第99回利付国債(20年)	200,000,000	213,896,000	
	第9回利付国債(30年)	100,000,000	106,859,000	
	第9回利付国債(40年)	190,000,000	127,282,900	
	国債証券 小計		79,123,059,300	
地方債証券	第10回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	109,791,000	
	第10回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	108,794,000	
	第11回静岡県公募公債(20年)	50,000,000	54,347,500	
	第12回埼玉県公募公債(30年)	100,000,000	73,709,000	
	第12回東京都公募公債(20年)	100,000,000	106,922,000	
	第13回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	108,432,000	
	第13回大阪市公募公債(20年)	50,000,000	54,886,500	
	第147回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,479,000	
	第14回川崎市公募公債(20年)	100,000,000	108,997,000	
	第157回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,595,000	
	第15回千葉県公募公債(20年・定時償還)	90,000,000	84,752,100	
	第160回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	86,196,000	
	第181回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,122,000	
	第184回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,984,000	
	第188回共同発行市場公募地方債	30,000,000	29,760,600	
	第18回神奈川県公募公債(20年)	50,000,000	54,554,500	
	第209回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,711,000	
	第211回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,558,000	
	第24回群馬県公募公債(10年)	100,000,000	96,360,000	
	第24回千葉県公募公債	100,000,000	92,098,000	

第26回東京都公募公債(20年)	100,000,000	108,647,000	
第27回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	105,152,000	
第29回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	85,089,000	
第2回横浜市公募公債(30年)	100,000,000	116,433,000	
第2回兵庫県公募公債(30年)	100,000,000	114,663,000	
第2回名古屋市公募公債(15年)	100,000,000	102,443,000	
第36回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	93,474,000	
第387回大阪府公募公債(10年)	44,040,000	44,139,530	
第392回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	100,202,000	
第3回神奈川県公募公債(30年)	100,000,000	118,599,000	
第3回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	103,411,000	
第469回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	96,797,000	
第479回大阪府公募公債(10年)	4,000,000	3,881,360	
第4回横浜市公募公債(30年)	100,000,000	117,581,000	
第5回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	109,123,000	
第6回京都市公募公債(20年)	100,000,000	107,110,000	
第6回札幌市公募公債(20年)	100,000,000	109,247,000	
第6回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	103,977,000	
第800回東京都公募公債	100,000,000	97,828,000	
平成24年度第12回愛知県公募公債(30年)	10,000,000	11,041,100	
平成24年度第14回愛知県公募公債(15年)	100,000,000	103,553,000	
平成25年度第10回京都市公募公債(15年)	100,000,000	103,167,000	
平成26年度第4回福岡県公募公債(20年)	100,000,000	103,436,000	
平成26年度第9回静岡県公募公債	20,000,000	20,059,600	
平成27年度第12回愛知県公募公債(15年)	100,000,000	101,660,000	
平成27年度第13回北海道公募公債	100,000,000	100,376,000	
平成27年度第1回岡山県公募公債(10年)	100,000,000	100,265,000	
平成27年度第4回札幌市公募公債(10年)	100,000,000	100,425,000	
平成28年度第1回広島県公募公債	100,000,000	99,578,000	
平成28年度第5回広島市公募公債	100,000,000	99,869,000	
平成28年度第6回福岡県公募公債	100,000,000	99,694,000	
平成29年度第1回秋田県公募公債	45,900,000	45,552,078	
平成29年度第1回福岡県公募公債	100,000,000	99,640,000	
平成29年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	99,608,000	
平成30年度第18回北海道公募公債	20,000,000	19,683,600	
平成30年度第1回熊本市公募公債	100,000,000	99,201,000	
平成30年度第6回愛知県公募公債(30年)	100,000,000	81,680,000	
平成30年度第6回広島市公募公債	45,000,000	44,311,950	
令和2年度第3回長崎県公募公債(10年)	12,400,000	12,134,268	
令和2年度第9回静岡県公募公債	100,000,000	97,624,000	
令和3年度第6回福岡県公募公債	100,000,000	96,726,000	
地方債証券 小計		5,340,130,686	
特殊債券			
F149回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,524,000	
F181回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,852,000	
F308回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,418,000	
F438回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,586,000	
い第855号商工債	100,000,000	99,093,000	
い第856号商工債	100,000,000	99,066,000	

第101回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	382,000	380,101	
第106回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,962,000	56,250,961	
第108回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,455,000	
第110回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,545,000	61,484,276	
第114回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,088,000	
第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,015,000	64,360,535	
第118回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	92,015,000	
第119回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	338,000	325,257	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,725,000	66,681,503	
第12回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,940,000	
第132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,359,000	67,972,301	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,675,000	69,296,339	
第135回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,498,000	69,838,534	
第138回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,914,000	70,784,481	
第139回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,406,000	71,021,271	
第13回公営企業債券(20年)	10,000,000	10,248,800	
第157回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,240,000	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,788,000	81,640,603	
第171回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,398,000	
第172回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,523,000	
第173回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,445,000	83,536,263	
第176回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	456,000	425,220	
第191回都市再生債券	100,000,000	98,202,000	
第192回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,360,000	96,258,822	
第215回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,436,000	
第215回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,000,000	2,002,000	
第22回公営企業債券(20年)	100,000,000	106,315,000	
第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	13,000,000	13,039,650	
第237回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,899,000	
第23回国際協力銀行債券	100,000,000	103,190,000	
第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	21,336,000	
第252回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,510,000	
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,649,000	15,255,761	
第26回日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	11,772,200	
第28回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,907,000	17,618,615	
第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,297,000	19,135,185	
第2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,114,000	19,145,538	
第312回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,467,000	
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,355,000	19,147,201	
第32回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,767,000	18,441,435	
第331回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	93,304,000	

第342回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	13,000,000	12,887,810	
第34回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,163,000	10,240,543	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,194,000	17,838,431	
第378回信金中金債(5年)	100,000,000	99,302,000	
第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,223,000	
第38回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,385,000	20,058,047	
第39回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,839,000	19,415,473	
第3回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	105,729,000	
第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	32,016,000	31,781,642	
第404回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	70,302,000	
第42回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,511,000	23,221,222	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,384,000	23,253,394	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,557,000	18,218,372	
第49回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,438,000	
第4回公営企業債券(30年)	100,000,000	119,387,000	
第53回政府保証日本政策金融公庫債券	62,000,000	61,499,660	
第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	24,404,000	25,173,946	
第5回国際協力機構債券	100,000,000	108,581,000	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,093,000	25,825,966	
第64回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人)	100,000,000	99,172,000	
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,299,000	31,859,252	
第68回政府保証地方公共団体金融機構債券	14,000,000	14,028,000	
第68回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	90,554,000	
第69回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,977,000	34,817,930	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,375,000	30,090,281	
第71回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,802,000	28,264,069	
第76回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,372,000	
第78回株式会社日本政策投資銀行無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	99,576,000	
第79回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,576,000	30,049,216	
第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,812,000	33,308,773	
第84回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,299,000	
第85回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人)	100,000,000	99,634,000	
第89回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,318,000	
第8回公営企業債券(30年)	10,000,000	11,575,300	
第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,048,000	
第96回株式会社日本政策投資銀行無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	98,781,000	
第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,831,000	50,251,018	
第98回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,583,000	
第99回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,523,000	
第9回新関西国際空港株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	103,108,000	
第9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	9,516,000	9,532,082	

	特殊債券 小計		5,645,040,279	
社債券	第10回九州旅客鉄道株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	83,723,000	
	第11回東急株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	96,435,000	
	第12回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同)	100,000,000	75,924,000	
	第13回東京地下鉄株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	106,828,000	
	第14回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(2017)	100,000,000	98,525,000	
	第14回ソフトバンク株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	98,553,000	
	第15回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債(社債間)	100,000,000	97,018,000	
	第18回イオンモール株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	88,369,000	
	第21回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定)	100,000,000	99,227,000	
	第21回三井住友信託銀行株式会社無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	98,976,000	
	第22回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	99,570,000	
	第25回日本郵船株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	104,719,000	
	第26回トヨタ自動車株式会社無担保社債(社債間限定同等特約付)	100,000,000	99,253,000	
	第26回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	97,943,000	
	第298回四国電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	87,461,000	
	第30回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債(201)	100,000,000	98,987,000	
	第30回大和ハウス工業株式会社無担保社債(特定社債間限定同順)	100,000,000	99,856,000	
	第31回株式会社光通信無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	85,887,000	
	第31回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,802,000	
	第32回ANAホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定)	100,000,000	88,941,000	
	第350回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	89,475,000	
	第36回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債(202)	100,000,000	96,789,000	
	第3回NNTファイナンス株式会社無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	97,225,000	
	第3回韓国輸出入銀行保証株式會社大韓航空円貨社債(2023)	100,000,000	99,551,000	
第426回中国電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	97,142,000		
第432回中国電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,798,000		

第44回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債 (相模鉄道株式)	100,000,000	99,240,000	
第45回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位)	100,000,000	108,762,000	
第45回東邦瓦斯株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	95,468,000	
第465回九州電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	98,614,000	
第47回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債(阪急電鉄)	100,000,000	102,822,000	
第4回ENEOSホールディングス株式会社無担保社債(社債間限)	100,000,000	97,462,000	
第4回東京地下鉄株式会社社債(一般担保付)	10,000,000	10,452,700	
第506回中部電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,495,000	
第510回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,651,000	
第519回九州電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	94,689,000	
第524回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	98,972,000	
第52回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債(社債間限定同順位特)	100,000,000	75,994,000	
第534回東北電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	86,213,000	
第540回東北電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,102,000	
第545回中部電力株式会社社債(一般担保付) (グリーンボンド)	100,000,000	96,045,000	
第58回電源開発株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	88,636,000	
第59回日本電気株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,458,000	
第65回三菱地所株式会社無担保社債(担保提供制限等財務上特約)	100,000,000	108,573,000	
第67回三菱UFJリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	97,809,000	
第67回東京瓦斯株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	75,064,000	
第6回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,167,000	
第73回株式会社ホンダファイナンス無担保社債 (社債間限定同順)	100,000,000	98,960,000	
第83回三井不動産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,644,000	
第8回ピー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債(2023)	100,000,000	99,790,000	
第8回楽天株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,145,000	
社債券 小計		4,815,204,700	
合計	95,894,031,000	94,923,434,965	

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年3月29日現在)

資産総額	1,400,824円
負債総額	21,029円
純資産総額（ - ）	1,379,795円
発行済口数	1,395,861口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9885円

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本債券インデックス・マザーファンド）

(2024年3月29日現在)

資産総額	73,677,014,499円
負債総額	479,270,407円
純資産総額（ - ）	73,197,744,092円
発行済口数	59,985,287,192口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2203円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2024年3月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、123本であり、その純資産総額は3,598,216百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表ならびに第27期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	4,391,110		4,944,755	
有価証券	23,294		24,319	
前払金	119,649		232,900	
前払費用	29,290		34,419	
未収入金	688,466		615,211	
未収委託者報酬	685,229		665,966	
未収収益	42,751		36,568	
流動資産計	5,979,793	75.8	6,554,141	80.5
固定資産				
有形固定資産	375		112	
建物附属設備	1 0		0	
器具備品	1 375		112	
無形固定資産	0		0	
ソフトウェア	0		0	
投資その他の資産	1,904,306		1,586,165	
長期差入保証金	71,694		42,548	
繰延税金資産	1,826,336		1,537,341	
その他投資	6,275		6,275	
固定資産計	1,904,682	24.2	1,586,278	19.5
資産合計	7,884,475	100.0	8,140,419	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金	172,682		211,213	
未払金	344,370		341,855	
未払手数料	177,539		180,016	
その他未払金	166,831		161,839	
未払費用	11,699		12,884	
未払法人税等	296,332		176,932	
未払消費税等	30,068		25,106	
賞与引当金	74,876		92,579	
流動負債計	930,030	11.8	860,572	10.6
固定負債				
退職給付引当金	84,840		76,260	
固定負債計	84,840	1.1	76,260	0.9
負債合計	1,014,871	12.9	936,833	11.5
(純資産の部)		%		%
株主資本	6,869,604	87.1	7,203,586	88.5

資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,450,484			6,784,466		
純資産合計		6,869,604	87.1		7,203,586	88.5
負債・純資産合計		7,884,475	100.0		8,140,419	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度	
		自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	金額	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	金額
			構成比		構成比
		金 額	%	金 額	%
営業収益					
委託者報酬		2,655,508		2,681,106	
投資顧問収入		3,030,659		2,805,885	
その他営業収益	1	85,660		12,640	
営業収益計		5,771,828	100.0	5,499,631	100.0
営業費用					
支払手数料		711,649		753,876	
広告宣伝費		53,735		51,264	
公告費		1,140		1,140	
調査費		712,486		654,933	
調査費		407,466		337,268	
委託調査費		304,641		317,181	
図書費		378		483	
委託計算費		485,872		387,357	
営業雑経費		29,696		44,076	
通信費		3,997		6,765	
印刷費		7,276		14,575	
協会費		12,853		17,758	
諸会費		55		7	
その他		5,512		4,968	
営業費用計		1,994,579	34.6	1,892,648	34.4
一般管理費					
給料		1,568,661		1,475,040	
役員報酬		425,268		251,291	
給料・手当		787,766		816,610	
賞与		285,950		330,579	
賞与引当金繰入額		69,676		76,559	
交際費		1,607		3,676	
旅費交通費		676		10,847	
租税公課		32,240		3,770	
不動産賃借料		60,478		64,855	
退職給付費用		74,675		61,481	
固定資産減価償却費		2,571		765	
福利厚生費		130,238		139,590	
諸経費		186,753		192,029	
一般管理費計		2,057,903	35.7	1,952,057	35.5
営業利益		1,719,345	29.8	1,654,925	30.1
営業外収益					
移転価格調整金	1、 2			131,841	
為替差益		18		1,707	
有価証券運用益		1,013		2,727	

雑収入		881		106	
営業外収益計		1,913	0.0	136,383	2.5
営業外費用					
移転価格調整金	1	363,220		-	
為替差損		214		1,046	
有価証券運用損		1		-	
雑損失		329		73	
営業外費用計		363,766	6.3	1,119	0.0
経常利益		1,357,491	23.5	1,790,188	32.6
特別利益					
事業再構築費用戻入		7,084		-	
特別利益計		7,084	0.1	-	0.0
特別損失					
事務処理損失		146		4,303	
固定資産除却損		2,326		-	
特別損失計		2,472	0.0	4,303	0.1
税引前当期純利益		1,362,102	23.6	1,785,884	32.5
法人税,住民税及び事業税		261,905	4.5	324,907	5.9
法人税等調整額		261,874	4.5	288,994	5.3
当期純利益		838,322	14.5	1,171,982	21.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
			その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,091,161	6,200,281	6,510,281	
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	(479,000)	(479,000)	(479,000)	
当期純利益	-	-	-	838,322	838,322	838,322	
当期変動額合計	-	-	-	359,322	359,322	359,322	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
			その他利益 剰余金				
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,450,484	6,559,604	6,869,604	
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	(838,000)	(838,000)	(838,000)	
当期純利益	-	-	-	1,171,982	1,171,982	1,171,982	
当期変動額合計	-	-	-	333,982	333,982	333,982	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
--------------------	-------------------------------------------------------------------

2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります 器具備品 3～7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>
6. その他 財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。ただし、これによる具体的な会計方針の変更は無く、したがって、時価算定会計基準適用指針の適用にともなう当事業年度における貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書への影響は有りません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,537,341千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 30,399千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 30,661千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額85,395千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額363,220千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額12,389千円は、損益計算書のその他営業収益に、移転価格調整額131,841千円は、損益計算書の営業外収益に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業外収益 131,841千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	479,000千円	77,258.06円	2021年3月31日	2021年6月25日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	838,000千円	利益剰余金	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	838,000千円	135,161.29円	2022年3月31日	2022年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,171,000千円	利益剰余金	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2023年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
有価証券	24,319	24,319	-
資産計	24,319	24,319	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日現在

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

2023年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	24,319	-	24,319
資産計	-	24,319	-	24,319

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度 （2022年3月31日現在）		当事業年度 （2023年3月31日現在）	
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額	23,294千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額	24,319千円
当事業年度の損益 に含まれた評価差額	1,013千円	当事業年度の損益 に含まれた評価差額	1,025千円

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

2．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度	
	自	2021年4月 1日
	至	2022年3月31日
退職給付債務の期首残高		450,505
勤務費用		58,354
利息費用		-
数理計算上の差異の発生額		10,018
退職給付の支払額		<u>18,668</u>
退職給付債務の期末残高		480,173

(単位：千円)

	当事業年度	
	自	2022年4月 1日
	至	2023年3月31日
退職給付債務の期首残高		480,173
勤務費用		53,150
利息費用		-
数理計算上の差異の発生額		12,549
退職給付の支払額		<u>37,376</u>
退職給付債務の期末残高		483,396

3．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	
	自	2021年4月 1日
	至	2022年3月31日
年金資産の期首残高		368,935
期待運用収益		2,728
数理計算上の差異の発生額		2,919
事業主からの拠出額		52,354
退職給付の支払額		<u>18,668</u>
年金資産の期末残高		402,431

(単位：千円)

	当事業年度	
	自	2022年4月 1日
	至	2023年3月31日
年金資産の期首残高		402,431
期待運用収益		2,979
数理計算上の差異の発生額		3,493
事業主からの拠出額		51,651
退職給付の支払額		<u>37,376</u>
年金資産の期末残高		416,191

4．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	
	自 2021年4月 1日	至 2022年3月31日
積立型制度の退職給付債務	480,173	
年金資産	402,431	
	<u>77,742</u>	
非積立型制度の退職給付債務	-	
未積立退職給付債務	77,742	
未認識数理計算上の差異	7,098	
	<u>84,840</u>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84,840	

(単位：千円)

	当事業年度	
	自 2022年4月 1日	至 2023年3月31日
積立型制度の退職給付債務	483,396	
年金資産	416,191	
	<u>67,205</u>	
非積立型制度の退職給付債務	-	
未積立退職給付債務	67,205	
未認識数理計算上の差異	9,055	
	<u>76,260</u>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,260	

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度	
	自 2021年4月 1日	至 2022年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	55,694	
(1)勤務費用	58,354	
(2)利息費用	-	
(3)期待運用収益	2,728	
(4)過去勤務費用の費用処理額	0	
(5)数理計算上の差異の費用処理額	69	
(6)その他	-	

(単位：千円)

	当事業年度	
	自 2022年4月 1日	至 2023年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	43,071	
(1)勤務費用	53,150	
(2)利息費用	-	
(3)期待運用収益	2,979	
(4)過去勤務費用の費用処理額	0	

(5) 数理計算上の差異の費用処理額	7,098
(6) その他	-

6．年金資産に関する事項

前事業年度（2022年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定） 98.1%

その他 1.9%

合計 100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2023年3月31日現在）

年金資産の内訳

保険資産（一般勘定） 98.2%

その他 1.8%

合計 100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2022年3月31日現在)
(1) 割引率	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2023年3月31日現在)
(1) 割引率	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年

8．確定拠出制度

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,980千円であります。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,410千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度	当事業年度
自 2021年4月 1日	自 2022年4月 1日
至 2022年3月31日	至 2023年3月31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金繰入超過額	19,674	賞与引当金繰入超過額	22,144
退職給付引当金	27,681	退職給付引当金	25,052
(注) 繰越欠損金	1,727,082	(注) 繰越欠損金	1,453,659
その他	51,898	その他	36,485
繰延税金資産 合計	1,826,336	繰延税金資産 合計	1,537,341
繰延税金負債との相殺	-	繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	1,826,336	繰延税金資産の純額	1,537,341

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	597,044	157,331	972,706	1,727,082
繰延税金資産	-	-	-	597,044	157,331	972,706	(*2)1,727,082

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,727,082千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,727,082千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2023年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	319,359	158,439	-	975,860	1,453,659
繰延税金資産	-	-	319,359	158,439	-	975,860	(*2)1,453,659

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,453,659千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,453,659千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2022年3月31日現在）	当事業年度（2023年3月31日現在）
---------------------	---------------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	8.0%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	3.1%
その他	0.2%	その他	0.6%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	38.4%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.3%
	=====		=====

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は14,661千円であります。当事業年度において、本社オフィスの一部解約等に伴う原状回復費用の精算が行われたことから、資産除去債務の総額は、20,679千円減少しました。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円であります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務の総額は、397千円増加千円減少しました。

（収益認識関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、「（セグメント情報）」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、「（セグメント情報）」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

損益計算書に記載のとおりです。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5.収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（セグメント情報）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日													
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の所 有(被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)		
						役員の 兼任等	事業上の関係						
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・ス トリート・バ ンク・ア ン ト・トラス ト・カンパ ニー	米国 マサチューセツ 州ボストン 市	29百万 米ドル	銀行、投資 顧問、投資 信託委託業 務、及びそ れらの関連 業務	なし	なし	助言などの投 資顧問サービ スの提供並び に受入れ	ソフトウェア使 用料の支払	351,919	前払金	598		
								投資顧問料の支 払	221,949				
								ソフトウェア の使用契約	396,782			未払金	28,457
								人件費等及び 事務手数料の 支払	85,395				
							移転価格調整金 の支払	363,220					
	ステート・ス トリート信託 銀行株式 会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理 の事務サービ スの受入れ	投資信託計理業 務委託	38,999	前払金	119,051		
							兼職社員の人 件費支払等	人件費等の支払	127,476				
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・ユナイ テッド・キン グダム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧問、 投資信託委 託業務	なし	なし	投資顧問サー ビスの受入れ	投資顧問料の支 払	19,193	-	-		
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザー ズ・シンガ ポール	シンガポ ール シンガポ ール 市	136万シ ンガポ ール	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サー ビスの受入れ 及びETF商品 の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支 払	264 24,400	-	-		

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日												
種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係 役員の兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	295,434	前払金	3,388	
								投資顧問料の支払	232,843			
								ソフトウェアの使用契約	175,762	未払金		24,509
								人件費等及び事務手数料の受取	12,389			
							移転価格調整金の受取	131,841				
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	39,303	前払金	229,512		
							兼職社員の人件費支払等	127,670				
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	19,754	-	-		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取	250	-	-		
							投資顧問料の支払	22,792				

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
1株当たり純資産 1,108,000円68銭	1株当たり純資産 1,161,868円75銭
1株当たり当期純利益 135,213円36銭	1株当たり当期純利益 189,029円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
当期純利益（千円）	838,322	1,171,982
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	838,322	1,171,982
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第27期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
預金			5,594,690
前払金			98,445
前払費用			27,130
未収入金			687,092
未収委託者報酬			735,800
未収収益			301,004
流動資産計			7,444,163
83.4			
固定資産			
有形固定資産			7
器具備品	1	7	
投資その他の資産			1,478,931
投資有価証券		26,352	
長期差入保証金		50,200	
繰延税金資産		1,396,103	
その他投資		6,275	
固定資産計			1,478,939
16.6			
資 産 合 計			8,923,103
100.0			
(負債の部)			%
流動負債			
預り金			43,582
未払金			390,886
未払手数料		206,128	
その他未払金		184,758	
未払費用			13,156
未払法人税等			233,970
未払消費税等	2		16,949
賞与引当金			299,712
流動負債計			998,258
11.2			
固定負債			
退職給付引当金			69,904
固定負債計			69,904
0.8			
負 債 合 計			1,068,163
12.0			
(純資産の部)			%
株主資本			
資本金		310,000	
利益剰余金		7,540,518	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		7,431,398	
評価・換算差額等			4,421
88.0			

その他有価証券評価差額金	4,421		
純資産合計		7,854,940	88.0
負債・純資産合計		8,923,103	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

期別	第27期中間会計期間		
	自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日		
科目	金額		構成比
			%
営業収益			
委託者報酬		1,435,040	
投資顧問収入		1,434,219	
その他営業収益	1	63,660	
営業収益計		2,932,920	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		1,028,805	
支払手数料	427,673		
その他営業費用	601,131		
一般管理費	2	967,219	
営業費用・一般管理費計		1,996,024	68.1
営業利益		936,895	31.9
営業外収益	1	69,185	2.4
営業外費用		4,146	0.1
経常利益		1,001,933	34.2
特別利益		0	0.0
特別損失		0	0.0
税引前中間純利益		1,001,933	34.2
法人税,住民税及び事業税		215,714	7.4
法人税等調整額		139,286	4.7
中間純利益		646,932	22.1

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金					その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計				
			別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	-	-	7,203,586
当中間期変動額									
中間純利益				646,932	646,932	646,932			646,932
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	4,421	4,421	4,421
当中間期変動額合計	-	-	-	646,932	646,932	646,932	4,421	4,421	651,353
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	7,431,398	7,540,518	7,850,518	4,421	4,421	7,854,940

[重要な会計方針]

	<p>第27期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日</p>
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 3～7年</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に、計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>
6. その他	<p>消費税等の処理方法</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
------------------------	--------------------------------

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第27期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
器具備品	30,766千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第27期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記	
当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額63,545千円は、中間損益計算書のその他営業収益に、移転価格調整額66,918千円は、中間損益計算書の営業外収益に含まれております。	
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	320千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	6,200			6,200

(金融商品関係)

第27期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	26,352	26,352	-
資産計	26,352	26,352	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	26,352	-	26,352
其他有価証券	-	26,352	-	26,352
資産計	-	26,352	-	26,352

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

其他有価証券

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	26,352千円	19,980千円	6,372千円
小計	26,352千円	19,980千円	6,372千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	26,352千円	19,980千円	6,372千円

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

当社は建物所有者との間で建物賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了時に原状回復する義務をゆうしているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第27期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第27期中間会計期間
自 2023年4月 1日
至 2023年9月30日

(1) 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	1,435,040千円
投資顧問収入	1,434,219千円
その他営業収益	63,660千円
合計	2,932,920千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間

自 2023年4月 1日

至 2023年9月30日

1株当たり純資産額 1,266,925円84銭

1株当たり中間純利益 104,343円97銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第27期中間会計期間	
自 2023年4月 1日	
至 2023年9月30日	
中間純利益(千円)	646,932
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益(千円)	646,932
期中平均株式数(株)	6,200

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間

自 2023年4月 1日

至 2023年9月30日

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（2023年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2023年3月末)	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	2024年2月26日

独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート国内債券インデックス・オープン（隔月分配型）の2024年1月11日から2024年3月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート国内債券インデックス・オープン（隔月分配型）の2024年3月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的

な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。